

○那覇市下水道条例

第3章 指定工事店(第10条―第20条)

(排水設備の工事の実施)

第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。

(指定工事店の指定)

第11条 指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。

- (1) 管理者が定める方法により責任技術者を選任していること。
- (2) 沖縄県内に営業所があること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 指定工事店の事業主(法人にあっては、代表者。次号において同じ。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第376条の規定による改正前の法第5章に規定する懲役を含む。)若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 指定工事店が第17条の規定により指定を取り消された場合は、その日から2年を経過していること。

- (7) その他管理者が定める要件

(指定の申請及び添付書類)

第12条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。

- (1) 管理者が定める方法により選任した責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- (2) 個人の場合は、住民票の写し
- (3) 法人の場合は、登記事項証明書
- (4) その他管理者が定める書類

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 商号
- (2) 営業所の所在地
- (3) その他管理者が定める事項

(指定工事店証)

第13条 管理者は、指定工事店として指定を受けた者に対し那覇市下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第14条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例又は管理者が定める規程に従い、誠実に排水設備の新設等の工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。

(2) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与しないこと。

(3) 工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施工すること。

(4) その他管理者が定める事項

(指定の有効期間)

第15条 指定工事店としての有効期間は、指定を受けた日(以下「指定日」という。)から5会計年度とする。この場合において、指定日の属する年度は、1会計年度として計算する。

(指定の更新及び届出義務)

第16条 指定工事店は、指定の有効期間満了に際し引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する期間内に更新の手続をしなければならない。この場合においては、第12条の規定を準用する。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を書面により管理者に届けなければならない。

(1) 組織又は商号を変更したとき。

(2) 営業所を移転したとき。

(3) 管理者が定める方法により選任した責任技術者に異動があったとき。

(4) その他管理者が定める事項

3 指定工事店は、第11条に規定する指定要件を欠くに至ったとき、又は営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちにその旨を書面により管理者に届けなければならない。

4 前2項の場合においては、第12条第2項の規定を準用する。

(指定工事店の取消し等)

第17条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定の期間停止することができる。

(1) 第11条に規定する指定要件を欠くに至ったとき。

(2) 下水道に関する法令、条例又は管理者が定める規程に違反したとき。

(業務の報告、調査)

第18条 管理者は、必要があると認めるときは、指定工事店の業務に関し報告を求め、又は工事の状況等の調査をすることができる。

（責任技術者の責務）

第19条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例又は管理者が定める規程に従い、排水設備の新設等の工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、管理者が必要と認めるときは、第9条第1項に規定する検査に立ち会わなければならない。

（責任技術者の業務停止）

第20条 管理者は、責任技術者が法令、条例又は管理者が定める規程に違反したときは、その業務を一定期間停止することができる。